に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号。以下「特例年金政令」という。）第二十五条の二第一項の一時金（特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金の支給に代えて支給されるものを除く。）」を「特例年金政令第二十五条の二第一項の一時金」に改める。

第二十九条第九項中「別表」を「別表第三」に改める。

別表を別表第三とし、同表の前に次の二表を加える。

別表第一（第七条の二関係）

一　昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六

二　昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六

三　昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六

四　昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三